

お知らせ 各種相談

後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

●健康診査・歯科健診の実施
4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」及び「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。(年度途中に新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)
広域連合が指定する医療機関等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、受診券(健康診査のみ)と被保険者証を忘れずにお持ちください。

●人間ドック費用の一部助成
人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限り)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただいてから、市区町村の担当窓口で費用助成を申請してください。なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課
☎ 4790-2031 FAX 4790-2030

介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9859

児童扶養手当支給月額改定について
令和5年4月分から支給月額が次のとおり改定されます。

児童1人目
全部支給 43,070円→44,140円
一部支給 43,060円～10,160円→44,130円～10,410円

児童2人目
全部支給 10,170円→10,420円
一部支給 10,160円～5,090円→10,410円～5,210円

児童3人目以降
全部支給 6,100円→6,250円
一部支給 6,090円～3,050円→6,240円～3,130円

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9156

長居・あべの橋方面に
通勤・通学のみなさまへ

いまざとライナー(BRT)を利用すると、今里エリアから長居・あべの橋方面へ乗り換えなしに一直線で移動可能です。地下鉄・バス連絡定期券でもご利用いただけるほか、さらにお得な地下鉄・BRT連絡定期券も販売しています。長居・あべの橋方面への通勤・通学には、いまざとライナーをぜひ、ご利用ください！

問合せ Osaka Metro・シティバス案内コール
☎ 6582-1400

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

令和5年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

①特別児童扶養手当(1級) 52,400円→53,700円
②特別児童扶養手当(2級) 34,900円→35,760円
③特別障がい者手当 27,300円→27,980円
④障がい児福祉手当 14,850円→15,220円
⑤経過的福祉手当 14,850円→15,220円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9857

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月1日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、
なんば市税事務所 固定資産税グループ
☎ 4397-2957(土地)、2958(家屋)
(平日9:00～17:30(金曜日9:00～19:00))
固定資産税(償却資産)については、
船場法人市税事務所 固定資産税グループ
☎ 4705-2941(償却資産)
(平日9:00～17:30)

東成税務署からのお知らせ

■国税の納付はスマホでスマートに！
6つのPay払い(PayPay、d払い、auPAY、LINE Pay、メルペイ、Amazon Pay)から納付手続きが行えます。
(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm)

■一般的なご相談は「電話相談センター」へ！
国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」でお受けしています。東成税務署へ電話していただき、音声案内に従い「1」番を選択してください。
なお、国税局職員が対応しています。

問合せ 東成税務署 ☎ 6972-1331

東成区役所での各種無料相談(4月1日～5月10日) 対象 大阪市民の方
※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	4月 6日、13日、20日、27日 すべて木曜 13:00～17:00	事前予約 《事前オンライン予約(先着4名)》 前相談日の翌日から翌週火曜日 《事前電話予約》☎6977-9040 相談日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	4月 23日(日) 9:30～12:30	事前予約 《事前オンライン予約(先着6名)》 前相談日の翌日から翌月10日 《事前窓口・電話予約》 オンライン予約期間終了後、4月21日(金)までに区役所3階総務課窓口または電話で受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	4月 21日(金) 13:00～15:00	事前予約 4月14日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	4月 5日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所3階総務課に直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
不動産相談	4月 14日(金)、28日(金) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	4月 19日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15～17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:30	申込み 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) ☎6977-9126
ごみの啓発・相談コーナー	4月 27日(木) 14:00～15:00	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 東部環境事業センター ☎6751-5311 ※ベビー服・子ども服の無料提供、フードドライブも同時開催しています。 ※ベビー服、子ども服が不足しています。汚れがなく、再使用できるものであれば、少量でも訪問回収しますので、ご連絡ください。

■ 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。